＜選挙講座パワーポイント用シナリオ＞

【１ページ】

・これより選挙についての講座を始めます。

・右下のイラストは、選挙マスコットの「めいすいくん」です。

・少し分かりにくいですが、実は投票箱をモチーフにしたマスコットです。

【２ページ】

・選挙の事務は、「選挙管理委員会」が行います。

・「白バラ」は候補者が胸につけ、「腕章」は選挙運動員が腕につけるものです。

・選挙の流れは、まずは候補者が届出をし、選挙運動をし、そして投票日となります。

・投票後は、候補者ごとに得票数が集計され、当選者が決まり、当選証書が渡されます。

・写真はいずれも島根県庁で、国の選挙区選挙や知事選挙では、立候補の届出、得票数の集計、当選証書の授与は全て県庁内で行われています。

【３ページ】

・平成２７年６月１８日の日本海新聞の記事です。

・平成２８年の参議院選挙から、選挙権年齢が２０歳から１８歳に引き下げられました。

・これにより有権者が全国で約２４０万人、島根県内でも約１万３千人増えました。

【４ページ】

・選挙権年齢は、「公職選挙法」という法律で定められています。

・選挙権年齢の引き下げに伴い、民法や少年法の改正も検討されています。

・選挙権年齢の引き下げは、実に７０年ぶりの改正です。

・今回は２０歳から１８歳への引き下げでしたが、７０年前の改正は、２５歳から２０歳への引き下げでした。

・それ以前では、納税額が一定額以上ある男性にしか選挙権の無い時代もありました。

【５ページ】

・世界の「選挙権年齢」の現状です。

・主要国の中でも選挙権年齢が２０歳だったのは、日本くらいでした。

・世界全体でも選挙権年齢が１９歳以上の国は１割未満で、１８歳以下が９割以上でした。

【６ページ】

・「選挙」という言葉の意味を、広辞苑で調べると、次の２つです。

・国や地方自治体が行う選挙は、２つ目で、これを「公職選挙」といいます。

【７ページ】

・公職選挙には、国、県、市町村ごとに次のような種類があります。

・任期はほとんどが４年ですが、参議院だけが６年となっています。

・定数も次のとおりですが、参議院の選挙区選挙において、平成２８年から島根県と鳥取県が「合区」となっています。

【８ページ】

・衆議院の議員の選挙です。

・衆議院には「解散」があり、急に選挙が行われる可能性があるのが、大きな特徴です。

・小選挙区と比例の定数は次のとおりです。

・比例の選挙は、１１のブロックに分かれており、島根県は中国ブロックになります。

【９ページ】

・参議院の議員の選挙です。

・参議院は全ての議員が一斉に改選されるのではなく、半数ずつ改選されるのが特徴です。

・選挙区と比例の定数は次のとおりです。

・比例の選挙は、衆議院と異なり地域ブロックごとではなく、全国が対象となります。

【１０ページ】

・国の選挙の他にも、県知事や市町村長、それぞれの議員の選挙があります。

・これらを全国一斉に行って、選挙ムードを盛り上げようというのが「統一選挙」です。

・ただ、市町村合併などで任期が変わってしまい、現在ではあまり統一されていません。

【１１ページ】

・それぞれの選挙の「任期満了日」です。

・自分が次に投票することとなる選挙がどれか、確認しておきましょう。

・ただ、衆議院だけは解散があるので、どうなるかは分かりませんが。

【１２ページ】

・では、なぜ選挙という制度が必要なのでしょうか。

・人によって意見や考え方が異なることは自然なことです。

・ただ、世の中では時として、統一のルールを定める必要が生じることがあります。

・いちいちみんなで話し合っていたのでは、統一のルールはなかなか決まりません。

・よって、選挙で選んだ代表者に、ルールを決めてもらおうという制度です。

・選挙は、主権者として政治や社会に参加する、最も重要かつ基本的な機会となります。

【１３ページ】

・近年の「投票率」の推移です。

・全体的に低下傾向にありますが、特に低いのが、一番下の線グラフの２０歳台の投票率です。

・ちなみに島根県は、衆議院選挙では１６回連続で日本一です。

【１４ページ】

・若者を対象とした意識調査の結果です。

・若者の中には、自分一人くらい投票しなくてもかまわないのではないかと考える人が、他の年代よりも多い傾向があります。

・しかし、実際にはわずかの差で当落が決まることがあります。

・特に票数の少ない市町村の議員の選挙では、１票差や同点が決して珍しくありません。

【１５ページ】

・選挙クイズです。

・正解は、２番の「くじ引き」です。

・実際はくじを引く順番を決めるくじを引いてから、当落を決めるくじを引いたりします。

【１６ページ】

・では、若者の投票率が低いと、どうなるのでしょう。

・まず、投票率の低い若者よりも、投票率の高い年代の意見を尊重する候補者が増えます。

・候補者は得票数を増やさなければなりませんので、これは当然のことです。

・結果的に、若者の意見は政治に反映されにくくなります。

・これにより、さらに若者の政治離れと投票率の低下が進むという、悪循環になります。

・選挙の結果では、候補者の当落だけでなく、世代別の投票率も注目されています。

・たくさんの社会問題がありますが、皆さんもいくつか興味があるものがあるはずです。

・選挙は世代間競争の側面もあることを認識し、政治に興味を持つことから始めましょう。

【１７ページ】

・投票所での投票の手順です。

・入場券を渡す、投票用紙をもらう、記載場所で書く、投票箱に入れる、と意外と簡単です。

・混み具合にもよりますが、すいていれば３分もかかりません。

・ただし、無効投票にならないよう、投票用紙に記入する内容には気をつけましょう。

・白紙や２人以上の候補者を記入したら無効ですし、「○○さん頑張れ！」のような余計なことが書いてあるものも無効となります。

【１８ページ】

・投票所の中の様子です。

・まずは受付係で入場券を渡します。

・次に投票用紙をもらって、記載台に向かいます。

・そして記載台で投票用紙に記入して、投票箱に投函します。

・参議院の選挙であれば選挙区と比例、衆議院の選挙であれば小選挙区と比例と国民投票の投票を順番に行います。

・なお、他人の投票に干渉したり、投票内容を知ろうとしたり、秩序を乱したりしてはいけません。

【１９ページ】

・選挙クイズの２問目です。

・正解は、３番の「投票箱の中をのぞける」です。

・これは、投票箱の中に何も入っていないことの確認であり、不正を防止する目的です。

【２０ページ】

・投票には当日の投票以外にも、様々な制度があります。

・１つは「期日前投票」です。

・投票日には旅行や冠婚葬祭などで投票に行けない場合に、事前に投票する制度です。

・ただ、基本的には投票日当日ぎりぎりまで、誰に投票すべきかしっかり考えるべきです。

・続いては「不在者投票」です。

・住民票とは異なる自治体に滞在していたり、入院している時に投票する制度です。

・その他にも貴重な１票が損なわれることのないよう、お体が不自由で投票所に行けない方、海外にいる方、船の上にいる方なども投票ができるよう、様々な制度があります。

【２１ページ】

・「住民票」については、進学や就職で引っ越ししたら異動するのが原則です。

・ただ、住民票を異動しても３ヶ月以上住んでいないと「選挙人名簿」には登録されないので、それまでに選挙となってしまった場合には、先ほどの「不在者投票」を行います。

・その際は、旧住所地の市町村選挙管理委員会に、早めに相談しましょう。

・ただし、住所移転して３ヶ月未満でも不在者投票ができるのは、国政選挙の場合です。

【２２ページ】

・不在者投票の手続きについてです。

・まず、旧住所地の市町村選挙管理委員会に投票用紙などの必要な書類を請求します。

・投票用紙など必要な書類が送られてきたら、新住所地の市町村選挙管理委員会に持参して、そこで投票します。

・不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間が掛かるので、早めに旧住所地の市町村選挙管理委員会に相談しましょう。

【２３ページ】

・選挙期間中に１８歳になる方が期日前投票をする場合は注意が必要です。

・まだ１７歳の時点では期日前投票はできませんが、代わりに不在者投票をすることができます。

・この場合の不在者投票は先ほど説明した不在者投票とは手続きが異なるので注意が必要です。

・お住まいの市町村の不在者投票記載場所に出向き、そこで投票用紙などの必要な書類を受け取り投票することになります。

・不在者投票の具体的な手続きや不在者投票記載場所については、お住まいの市町村選挙管理委員会に相談しましょう。

【２４ページ】

・誰に投票すべきかを考える際に、参考となるものはいろいろあります。

・ポスターや、演説、テレビやラジオの政見放送などありますが、特に各世帯に配られる「選挙公報」には各候補者の主張が載っていますので、参考になります。

・また、平成２５年からインターネットの選挙運動も解禁になりました。

【２５ページ】

・皆さんには今後、主権者としてどのようなことが求められるのでしょう。

・まずは、政治や社会に参加する意欲が必要です。

・そして、情報をもとに自分なりに考える力も必要となります。

・まずは、日頃から政治や社会に関心を持ち、主権者としての自覚を持ちましょう。

【２６ページ】

・最後に「選挙運動」のお話です。皆さんにとって、とても大事なお話になります。

・まずは、次の３つの要件が揃うと選挙運動に該当します。

・そして、皆さんが行っても良い選挙運動は、主に次の２つになります。

・ただし、選挙運動のために戸別に訪問することは違反です。

・また、ウェブサイトは連絡先を表示せずに利用することはできませんし、ましてメールにいたっては候補者や政党以外の有権者は一切禁止されています。

・あと、いくら１８歳以上であっても、選挙期間中しか選挙運動はできませんので、くれぐれもご注意ください。

【２７ページ】

・選挙運動には次のように様々な規制があります。

・候補者は、ポスターを貼ったり、チラシを配ったり、メールを送ったり、演説や選挙カーでの選挙運動などを行ったりしますが、これらは全て必要な手続きを行ったうえで許されている行為であって、皆さんが行うことはできません。

・特にメールは候補者や政党にのみに許されており、もし候補者などからメールが送られてきても、それを転送したりしてはいけません。

・その他のウェブサイトについても、連絡先の表示の義務を守れば利用できますが、それを紙に印刷して街角に貼ったり、配ったりしてはいけません。

・また、候補者のポスターを破ったり落書きしたりはもちろんのこと、候補者の選挙運動を妨害したり誹謗中傷してもいけませんし、金品などによって他人を買収してもいけません。

・これらは学校の校則違反とは違い、法律によって罰せられるものですので、十分理解しておきましょう。

・選挙権を得るということは、一方でそのような責任も受け入れるということになります。

【２８ページ】

・主権者として、どのような自覚を持ち、どのように行動するのかが、今後は問われることとなります。

・世の中の問題を自分のこととして捉え、自ら考え判断し、行動していきましょう。